

ストック・オプション等に関する会計基準(案)

平成 16 年 12 月 28 日
企業会計基準委員会

目次

	項
目的	1
会計基準	2
用語の定義	2
範囲	3
ストック・オプションに関する会計処理	4
権利確定日以前の会計処理	4
権利確定日より後の会計処理	9
未公開会社の取扱い	11
ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理	12
財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理	13
財貨又はサービスの取得の対価として自社株式を交付する取引の会計処理	14
開示	15
適用時期及び経過措置	16
結論の背景	18
範囲	18
範囲の考え方	18
範囲としていない取引	23
ストック・オプションに関する会計処理	28
取得したサービスの認識	28
論点整理に対するコメント等	28
費用認識に根拠があるとする指摘の検討	29
費用認識の前提条件に疑問があるとする指摘の検討	30

費用認識に根拠がないとする指摘の検討	31
見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は不適當であるとする指摘の 検討	34
ストック・オプションの権利の行使又は失効までの間の、費用認識の 相手勘定	35
ストック・オプションが失効した場合の会計処理	39
公正な評価単価とストック・オプション数	44
未公開会社の取扱い	49
ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理	54
財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する 取引の会計処理	57
財貨又はサービスの取得の対価として自社株式を交付する取引の 会計処理	58
開示	60
適用時期及び経過措置	62

設例

- [設例 1] 基本設例
- [設例 2] 条件変更（行使価格の引下げ）の会計処理（その 1）
[条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価が、付与日の公正な評価単価を上回る場合]
- [設例 3] 条件変更（行使価格の引下げ）の会計処理（その 2）
[条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価が、付与日の公正な評価単価を下回る場合]

付録： コメント用参考資料

特に議論の多かった論点に関する主な指摘事項

1. 費用認識の相手勘定表示区分案（負債案、資本案、中間案）ごとの長所及び短所
2. 未公開会社の取扱い案ごとの長所及び短所

目的

1. 我が国では、平成 13 年 11 月の商法改正において新株予約権制度が導入されたことを受け、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化している。また海外においても、ストック・オプション等の会計基準が整備されつつある。当委員会では、このような動向を睨みつつ、平成 14 年 5 月にストック・オプション等専門委員会を設置し、会計基準の開発に向けた検討を開始した。その後、国際会計基準審議会 (IASB) から、平成 14 年 11 月に公表された公開草案を経て平成 16 年 2 月に国際財務報告基準書 (IFRS) 第 2 号「株式報酬」が公表され、米国においても、平成 16 年 3 月に公表された公開草案を経て、平成 16 年 12 月に米国財務会計基準書第 123 号の改訂版「株式報酬」が公表された。

当委員会は、「わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査」(平成 15 年 2 月)(以下「実態調査」という。)を行うとともに、この分野における国際的な動向に関する基礎調査を踏まえ、会計基準を開発する上で考慮すべき基本的な論点を整理し、平成 14 年 12 月に「ストック・オプション会計に係る論点の整理」(以下「論点整理」という。)として公表した。これに関して、広く文書にてコメントを求めるとともに、公聴会を開催し、公開の場で直接公述人より意見を聴取した。当委員会では、このようにして得られた意見や実態調査の結果を踏まえて慎重に審議を重ね、今般、企業会計基準公開草案として公表するものである。

会計基準

用語の定義

2. 本会計基準における用語の定義は以下のとおりである。
 - (1) 「自社株式」とは、財務諸表を作成・報告する企業の株式をいう。
 - (2) 「自社株式オプション」とは、自社株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより、原資産である株式を取得する権利)をいう。新株予約権はこれに該当する。

なお、本会計基準においては、企業が、財貨又はサービスを取得する対価として自社株式オプションを取引の相手方に付与し、その結果、オプション保有者の権利行使に応じて自社株式を交付する義務を負う場合を取り扱っている。
 - (3) 「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等(本項(4)参照)に、報酬(本項(5)参照)として付与するものをいう。ストック・オプションには、その権利の確定につき条件が付されているのことが多い。当該権利の確定についての条件(以下「権利確定条件」という。)には、勤務条件(本項(10)参照)や業績条件(本項(11)参照)がある。
 - (4) 「従業員等」とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、監査役及

び執行役をいう。

- (5) 「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。
- (6) 「行使価格」とは、ストック・オプションの権利行使にあたり、従業員等が払い込むべきものとして定められたストック・オプション単位当たりの金額をいう。
- (7) 「付与日」とは、ストック・オプションが従業員等に付与された日をいう。
- (8) 「権利確定日」とは、権利確定条件が成就した日をいう。権利確定日が明らかではない場合には、ストック・オプションを付与された従業員等がその権利を行使できる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日の前日を権利確定日とみなす。
- (9) 「権利行使日」とは、ストック・オプションを付与された従業員等がその権利を行使したことにより、行使価格に基づく金額が払い込まれた日をいう。
- (10) 「勤務条件」とは、ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間であるこの一定期間を「対象勤務期間」という。対象勤務期間が明らかではない場合には、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなす。
- (11) 「業績条件」とは、ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、一定の業績の達成又は不達成に基づく条件をいう。
- (12) 「公正な評価額」とは、一般に、市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいうが、市場価格がない場合でも、当該ストック・オプションの原資産である自社株式の市場価格に基づき、合理的に算定された価額を入手することができるときには、当該合理的に算定された価額は公正な評価額と認められる。また、ストック・オプションの単位当たりの公正な評価額を「公正な評価単価」という。
- (13) 「失効」とは、ストック・オプションが付与されたものの、最終的に権利行使されないことが確定することをいう。失効には、権利確定条件が成就しないことが確定したことによる失効（以下「権利不確定による失効」という。）と、権利行使期間中に行使されなかったことによる失効（以下「権利不行使による失効」という。）とがある。
- (14) 「公開会社」とは、株式を証券取引所に上場している会社又はその株式が組織された店頭市場において継続的に取引されている会社をいう。「未公開会社」とは、公開会社以外の会社をいう。

範囲

3. 本会計基準は、以下の取引に対して適用される。

- (1) 企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引

- (2) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの
- (3) 企業が財貨又はサービスの取得において、報酬又は対価として自社株式を交付する取引

ストック・オプションに関する会計処理

権利確定日以前の会計処理

4. スtock・オプションを付与し、その後これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて、費用として計上する。対応する貸方金額は、ストック・オプションの権利の行使又は失効までの間、新株予約権として、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として計上する(ただし、第38項を参照。)
5. スtock・オプションを付与し、企業がこれに応じて財務諸表上で認識するサービスの取得価額は、付与されたストック・オプションの公正な評価額に基づいて算定する。ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する。
6. 各報告期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額を、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。
7. スtock・オプションの公正な評価単価の算定は、以下による。
 - (1) 付与日現在で算定し、その後は見直さない。
 - (2) スtock・オプションは、通常、市場価格を観察することができないため、ストック・オプションの合理的な価格の見積りに広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の評価技法を利用することとなる。評価技法の利用にあたっては、付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう、必要に応じて調整を加える。ただし、失効の見込みについては、ストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。
8. スtock・オプション数の算定及びその見直しによる会計処理は、以下による。
 - (1) 付与日から権利確定日の直前までの間は、付与されたストック・オプション数(以下「付与数」という。)から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。
 - (2) 権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合には、これに応じてストック・オプション数を見直す。

これによりストック・オプション数を見直した場合には、見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期に損益として計上する。
 - (3) 権利確定日には、ストック・オプション数を権利の確定したストック・オプション数(以下「権利確定数」という。)と一致させる。

これによりストック・オプション数を修正した場合には、修正後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、権利確定日までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上する。

権利確定日より後の会計処理

9. スtock・オプションが権利行使された場合には、新株予約権として計上した額（第4項参照）のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本（資本金又は資本準備金）に振り替える。
10. 権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額（第4項参照）のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、原則として、当該失効が生じた期にその実績に基づいて行う。

未公開会社の取扱い

11. 未公開会社については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。この場合、本会計基準の他の項で、「公正な評価単価」とあるのは、「単位当たりの本源的価値」と読み替えてこれを適用する。（この結果、特に第7項(1)の適用に関しては、付与日現在で、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さないこととなる。）

ここで、「単位当たりの本源的価値」とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社株式の評価額と行使価格との差額をいう。

ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理

12. 付与されたストック・オプションに係る行使価格等の条件が変更された場合には、以下のように会計処理する。
 - (1) 条件変更の直後（以下「条件変更日」という。）におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回る場合には、条件変更日以後における各報告期間の費用計上額は、付与日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額に代え、条件変更日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額を、対象勤務期間の残存期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。
 - (2) 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回らない場合には、条件変更日以後においても、付与日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額による第6項の配分計算

を継続する。

なお、新たな条件のストック・オプションの付与と引換えに、当初に付与したストック・オプションを取り消す場合には、実質的に当初に付与したストック・オプションの条件変更と同じ経済効果を持つと考えられる限り、ストック・オプションの条件変更とみなして会計処理を行う。

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理

13. 企業が従業員等からサービスを取得する対価として自社株式オプションを用いる取引について定めた前項までの会計処理は、取引の相手方や、取得する財貨又はサービスの内容にかかわらず、原則として取得の対価として自社株式オプションを用いる取引一般に適用される。ただし、以下の点に留意する。
- (1) 取得した財貨又はサービスが、他の会計基準等に基づき資産とされる場合には、当該他の会計基準等に基づき会計処理を行う。
 - (2) 取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式オプションの公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。
 - (3) 自社株式オプションの付与日における公正な評価単価の算定につき、市場価格が観察できる場合には、当該市場価格による。

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式を交付する取引の会計処理

14. 企業が財貨又はサービスの取得の対価として、自社株式を用いる取引については、以下のように会計処理を行う。
- (1) 取得した財貨又はサービスを資産又は費用として認識し、対応額を払込資本として計上する。
 - (2) 取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式の契約日における公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。

開示

15. 次の事項を注記する。
- (1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額
 - (2) 各報告期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）、及びその変動状況（行使数や失効数等）
（対象となるストック・オプションには、適用開始事業年度より前に付与されたものを含む（第16項参照））

- (3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
- (4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法
- (5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合（第 11 項参照）には、当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (6) ストック・オプションの条件変更等の状況
- (7) 自社株式オプション又は自社株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠（第 25 項参照）

適用時期及び経過措置

- 16. 本会計基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用される。
ただし、第 15 項(2)の開示については、適用開始事業年度より前に付与されたストック・オプションであっても、適用開始事業年度以後に存在するものについて適用される。
- 17. 本会計基準の適用開始事業年度より前に付与され、本会計基準が適用されていないストック・オプションの条件を適用開始事業年度以後に変更した場合には、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回った部分につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う。

結論の背景

範囲

範囲の考え方

- 18. 本会計基準の検討は、平成 13 年 11 月の商法改正における新株予約権制度の導入に伴い、ストック・オプションとしての利用が活発化しており、このような取引の会計処理を明らかにするという要請に応えるために行われたものであり、本会計基準が適用対象として中心的に想定する取引は、従業員等に付与されるストック・オプションである。従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的にストック・オプションとして、報酬としての性格を持つと考えられる。したがって、本会計基準の第一義的な目的は、従業員等に対する報酬として、現金等の会社財産ではなく、自社株式オプションを付与する取引の会計処理を明らかにすることである。
- 19. 本会計基準が適用されるのは、企業が自社の従業員等にストック・オプションを付与する取引を含め、企業が財貨又はサービスを取得する取引において、対価として自社株式オプションや自社株式を用いる取引である（第 3 項参照）。ここで想定されているのは、企業が財貨又はサービスを取得する取引において、取引当事者間の事前の合意に基づき、自社

株式オプションや自社株式を対価とすることとされている場合であって、取引当事者間の事後の合意に基づいて、既存の債務の決済手段として自社株式オプションや自社株式を用いる取引（いわゆるデット・エクイティ・スワップ取引）は、本会計基準の適用範囲に含まれない。

20. 子会社の従業員等に、親会社株式を原資産とした株式オプションが付与されることがある。もともと、子会社とその従業員等との間には、雇用や業務執行に係る継続的な契約関係があり、両者の間でこれに基づくサービスと報酬の授受が行われている。子会社の従業員等に、親会社株式のオプションが付与された場合に、これに対応して量的又は質的に追加的に提供されると考えられるサービスの直接の受領者もまた子会社である。しかし、親会社が子会社の従業員等に自社株式オプションを付与するのは、子会社の従業員等に対し、親会社自身の子会社に対する投資の価値を結果的に高めるようなサービス提供を期待しているためと考えられる。言い換えれば、親会社は、子会社に対するサービス提供が、自らにとって価値があると認めたからこそ、子会社の従業員等に対して自社株式オプションを付与したのと考えられ、このような取引も第3項(2)の取引に該当するものとして対価性を認めることができる。

親会社の個別財務諸表における会計処理については、第3項(1)のストック・オプションに関する会計処理が参考となると思われるが、この点を含め、親会社、子会社それぞれの個別財務諸表における具体的な会計処理については、本会計基準の適用指針において定めることとした。

21. 第18項に述べた検討の経緯から、本会計基準においては、企業が従業員等からサービスの提供を受ける際に、対価として自社株式オプションを付与するストック・オプションの取引を中心に規定している。しかし、このストック・オプションに係る取引の本質は、企業が財貨又はサービスを取得する対価として自社株式オプションを用いるという点にあり、取引の相手方が自社の従業員等であるか否か、及び、企業が取得するものが労働サービスであるか否かは会計処理のあり方を規定する本質的な部分ではないと考えられる。このように、自社株式オプションを取得の対価として用いる取引一般に、ストック・オプションに関する会計処理と整合的な取扱いが求められるため、本会計基準では、企業が取引の対価として自社株式オプションを用いる取引一般を対象としている。
22. 自社株式オプションを対価として用いた場合には、権利行使が行われてはじめて自社株式を交付することとなるが、当初から自社株式を対価として用いる取引も想定される。本会計基準では、このような場合を含め、取得の対価として自社株式の交付に結び付き得る方法を選択した場合の取引を対象としている。

自社株式を対価とする取引は、自社株式オプションを対価とした場合とは異なり、権利の行使や失効に係る会計処理上の問題は生じない。しかし、対価の内容が自社株式の交付に結び付く（又はその可能性がある）という点では、自社株式オプションと共通であり、このような対価の付与又は交付によって取得した財貨又はサービスを財務諸表上で認識

すべきか否かという点は、両者に共通する問題である。

範囲としていない取引

23. 本会計基準は、第 3 項で述べた取引に適用される。したがって、本会計基準は、次のような取引には適用されない。

- (1) 自社株式オプション又は自社株式を用いない取引（第 24 項参照）
- (2) 付与した自社株式オプション又は交付した自社株式が、財貨又はサービス取得の対価にあたらぬ場合（第 25 項参照）
- (3) いわゆるデット・エクイティ・スワップ取引（第 19 項参照）
- (4) 取得するものが事業である場合（第 26 項参照）
- (5) いわゆる従業員持株制度において自社株式購入奨励金を支出する取引（第 27 項参照）

24. 企業が従業員等に付与する報酬の額や、財貨又はサービス取得に際して付与する対価の額が、何らかの形で自社株式の市場価格に連動するものであっても、自社株式オプションや自社株式を用いない限り、本会計基準の適用対象とはならない。

ストック・オプションに関する会計処理を取り扱っている海外の会計基準においては、取得の対価として自社株式オプションや自社株式を用いる取引のみならず、対価として現金を支払うものの、その金額が契約等により自社株式の市場価格と連動することとされている取引や、企業又は従業員等の選択により、自社株式又はその市場価格に基づく価額に相当する現金が交付される取引についても取り扱っているものがある。

しかし、第 18 項で述べたとおり、本会計基準は、我が国におけるストック・オプション制度の運用の実態に則し、その必要性に応えることを主な目的とするものであることから、自社株式オプションや自社株式を対価とする取引に限って検討を行った。

25. 本会計基準は、付与した自社株式オプションや交付した自社株式が、取得の対価として用いられていることが前提となっている。経済的に合理的な行動を行う企業が自社株式オプションや自社株式を付与又は交付するからには、それらは基本的に対価性を有していると考えられる。そうではない場合は、企業が当該企業の株主としての地位を有する者に対して、その地位に基づき自社株式オプションや自社株式を付与又は交付したが、それらの者の一部がたまたま従業員等でもある等の場合を除いては、極めて稀であると考えられる。そのため、企業が自社株式オプションや自社株式を付与又は交付する取引に関しては、対価性があることを当然の前提として基準を設けるべきだとする意見もある。しかし、論点整理に対するコメントや公聴会における意見の中には、ストック・オプションの対価性自体に疑問を呈する意見もあった。そこで、本会計基準の導入に際しては、企業が自社株式オプションや自社株式を付与又は交付する取引であっても、対価性の存在しないことが証明できる場合には、本会計基準の適用対象外とした。ただし、対価性がないと判断するためには、対価性の推定を覆すに足る明確な反証が必要と考えられ、その反証の内容につき開示を求めることとした（第 15 項(7)参照）。

26. 自社株式オプションや自社株式を対価として取得するものが事業にあたる場合には、企業結合会計基準等が適用され、本会計基準の適用対象とはならない。
27. 企業によっては、いわゆる従業員持株制度等、従業員が当該企業の株式を購入する上での便宜を図るための制度を有している場合がある。このような制度において、企業側から従業員等に対して何らかの支援が行われている場合にも、それらの支援は当初から奨励金等として報酬の額に加算される形をとっており、既に財務諸表において認識されていることが通常である。このような取引は本会計基準の適用対象とはならない。

ストック・オプションに関する会計処理

取得したサービスの認識

論点整理に対するコメント等

28. 費用認識の要否に関する論点整理に対しては多くの意見が寄せられたが、会計上の考え方に関する主な指摘事項は、次のように整理することができる。
 - (1) 費用認識に根拠があるとする指摘（第 29 項参照）

従業員等は、ストック・オプションを対価としてこれと引換えに企業にサービスを提供し、企業はこれを消費しているから、費用認識に根拠がある。
 - (2) 費用認識の前提条件に疑問があるとする指摘（第 30 項参照）

費用認識に根拠があるとする指摘事項の前提となっている、ストック・オプションがサービスに対する対価として付与されているという前提（対価性）に疑問がある。
 - (3) 費用認識に根拠がないとする指摘（第 31 項及び第 32 項参照）

ストック・オプションの付与によっても、新旧株主間で富の移転が生じるに過ぎないから、現行の会計基準の枠組みの中では費用認識には根拠がない。また、ストック・オプションを付与しても、企業には現金その他の会社財産の流出が生じないため、費用認識に根拠がない。
 - (4) 見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は不相当であるとする指摘（第 34 項参照）

ストック・オプションの公正な評価額の見積りに信頼性がない。

費用認識に根拠があるとする指摘の検討

29. 費用認識に根拠があるとする指摘は、従業員等に付与されたストック・オプションを対価として、これと引換えに、企業に追加的にサービスが提供され、企業に帰属することとなったサービスを消費したことに費用認識の根拠があると考えられるものである。

費用には、財貨の消費だけでなく、サービスの消費も含まれることから、サービスの消費も費用としての性質を有するものといえる。企業に帰属し、貸借対照表に計上されている財貨を消費した場合に、費用認識が必要である以上、同じように企業に帰属しているサービスを消費した場合にも費用認識するのが整合的である。貸借対照表にサービスを計上

しないのは、単にサービスの性質上、貯蔵性がなく、調達と同時に消費されてしまうからに過ぎない。これは、いったん企業に帰属したサービスを消費したものであり、本質的には財貨の消費と何ら異なるところはない。

費用認識の前提条件に疑問があるとする指摘の検討

30. 前項の議論は、自社株式オプションが、従業員等によって提供されるサービスの対価として付与されたものであるとの理解が前提となっており、対価である自社株式オプションと引換えに、サービスが企業に帰属することになったと考えるものであるが、これに対して、そもそも従業員等に付与された自社株式オプションの対価性に疑問があるとの指摘もある。例えば、論点整理に対するコメントの中には、従業員等に付与される自社株式オプションの価値は直接的には当該企業の株価と連動しており、サービスの提供と間接的な結び付きはあっても、必ずしもこれと十分に連動しているとはいえないとの指摘があり、これはこのような自社株式オプションの対価性を問題にしているものと解釈できる。

しかし、一般的には合理的な経済活動を営んでいる企業が見返りも無く自社株式オプションを付与しているとは考えにくい。本会計基準の検討に際して実施した、実態調査の結果を見ても、過半の企業が従業員等に付与した自社株式オプションを報酬として認識している旨回答している。さらに、直接的に報酬であるとは回答していない企業についても、その回答している付与の意図をみると実質的に報酬として付与している例がほとんどであると思われる。実態調査の中で、圧倒的な多数がストック・オプション制度の目的として勤労意欲の増進を挙げていることからも明らかのように、従業員等に付与された自社株式オプションが、多かれ少なかれインセンティブ効果を有すること、すなわち、これを従業員等に付与した場合に量的又は質的に追加的なサービスの提供が期待されること自体については、あまり異論はないものと思われる。

もっとも、第25項で述べたように、極めて稀であるとはいえ、従業員等に付与された自社株式オプションが対価性を欠く場合には、本会計基準の適用対象外となる。

費用認識に根拠がないとする指摘の検討

31. 費用認識に根拠がないとする指摘の背景として、現行の会計基準の枠組みにおいては、単に新旧株主間で富の移転が生じるだけの取引では費用認識を行っていないことが挙げられる。例えば、新株が時価未満で発行された場合には、新株を引受ける者が当該株式の時価と発行価格との差額分の利益を享受する反面、既存株主にはこれに相当する持分の希薄化が生じており、新旧株主間で富の移転が生じている。このような場合、現行の会計基準の枠組みの中では、企業の株主持分の内部で富の移転が生じたに過ぎないと考え、時価と発行価額との差額については特に会計処理を行わない。もし、サービスの対価として従業員等にこれを付与する取引も会計上これと同じ事象であると考えることができれば、現行の会計基準の枠組みの中では費用認識に根拠はないということになる。

確かに、ストック・オプションの付与も新旧株主間における富の移転を生じさせ得るものであるが、それだけでは費用認識に根拠があるかどうかは決まらない。ストック・オプションに代えて株式そのものを発行した場合でも新旧株主間における富の移転は生じ得るが、そのことをもって、資産の取得や費用の発生が認識されないということにはならない。ストック・オプションの付与は、権利行使された場合に新株が時価未満で発行されることに伴ってオプションを付与された側に生ずる利益（付与時点では、その利益に対する期待価値）を、サービスの対価として付与するものであり、この取引の結果、企業に帰属することとなったサービスを消費することにより、費用を生じる取引としての性格を有していると考えられる。

このように、従業員等に対するストック・オプションの付与は、発行価額の払込以外に、対価関係にある給付の受け入れを伴わない自社株式の時価未満での発行等とは異なる事象であり、この二つを同じ事象とみるこの指摘は必ずしも成り立たないと考えられる。

32. 前項のほか、費用認識に根拠がないとする指摘には、費用として認識されているものは、いずれかの時点で現金その他の会社財産の流出に結び付くのが通常であるが、従業員等にサービス提供の対価としてストック・オプションを付与する取引においては、付与時点ではもちろん、サービスが提供され、それを消費した時点においても、会社財産の流出はないことを理由とするものがある。しかし、第29項で述べたように、提供されたサービスの消費も財貨の消費と整合的に取り扱うべきであり、ストック・オプションによって調達されたサービスの消費であっても、消費の事実に着目すれば、企業にとっての費用と考えられる。

さらにこの指摘は、サービスの取得の対価として会社財産の流出を伴う給付がないことに着目した指摘であるとも考えられる。確かに、サービスの消費があっても対価の給付がない取引では、費用は認識されない（仮に認識するとしても、無償でサービスの提供を受けたことによる利益と相殺され、純損益に対する影響はない）。しかし、従業員等に対するストック・オプションを付与する取引では、株式を時価未満で購入する条件付きの権利を対価としてサービスの提供を受けるのであり、無償でサービスの提供を受ける取引とは異なるものと言える。

このように考えると、対価としての会社財産の流出は費用認識の必要条件ではないということになる。現行の会計基準の枠組みの中でも、例えば、償却資産の現物出資を受けた場合や、償却資産の贈与を受けた場合には、対価としての会社財産の流出はないが、当該資産の減価償却費は費用認識される。償却資産の現物出資等は、現金その他の会社財産の流出がないのに、費用認識が求められる場合であり、このような例が存在することは、企業に現金その他の会社財産の流出がない場合には費用認識は生じないという主張が必ずしも正しくないことを示している。

33. 前項までの検討から、ストック・オプションに対価性が認められる限り、これに対応して取得したサービスの消費を費用として認識することが適当であると考えられる。

見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は不適當であるとする指摘の検討

34. 以上の費用認識の根拠とは別に、「ストック・オプションの公正な評価額の見積りに信頼性がない」として、ストック・オプション価値の見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は不適當であるとする指摘がある。公開会社については、現在利用可能な評価技法を用いれば、投資家にとって十分有用な情報が提供されることは、海外の会計基準においても、広く認められている。しかし、ストック・オプション価値の見積りの信頼性が特に問題となるのは、対象となる企業が未公開会社である場合であり、この問題については、未公開会社に関する取扱いとして別途検討された（第49項から第53項参照）。

ストック・オプションの権利の行使又は失効までの間の、費用認識の相手勘定

35. スtock・オプションを付与し、その権利行使又は失効が確定するまでの間において、費用認識を行う場合、その相手勘定の性質が問題となる。ストック・オプションは、将来、権利行使されて、払込資本となる可能性がある一方、失効して、払込資本とはならない可能性もある。ストック・オプションである新株予約権は、その保有者が未だ当該企業の所有者としての株主の立場にあるとはいえないため、払込資本としての性格を備えているとはいえない。新株引受権や新株予約権に関する既存の会計基準においても、このような観点から、これらを資本とはせず、仮勘定として負債の部に計上することとされていると考えられる。現行の資本の部は、払込資本、留保利益、及び海外の基準にいう「その他の包括的利益」に概ね対応した資本直入項目から構成されているが、新株予約権はこのいずれにも該当しない。
36. しかし、新株予約権は、返済義務のある本来の負債にも該当しない。負債の一般的な特徴は、過去の取引又は事象の結果として生じた、当該企業の資産やサービス等の経済的資源を引渡したり、放棄したりする義務であると考えられるが、新株予約権は、たとえ権利行使されたとしても、そのような義務には該当せず、負債の部に計上することも適当とはいえない。
37. 新株予約権は、行使されれば払込資本の一部としてその保有者を加えた株主の持分となり、失効すればその保有者を含まない株主の利益となって持分に付け加わる。その意味で、これは、いまだ当該企業の所有者である株主とはなっていない、いわば潜在的な株主に帰属する部分とみることできる。やや性格は異なるが、当該企業の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）以外に帰属している部分としては、他に子会社の少数株主に帰属する部分（少数株主持分）がある。

少数株主持分については、過去には負債の部に表示することとされていたこともあるが、現行の連結財務諸表原則においては、「返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮」した結果、「負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示」することと変更された（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第二部二2）。ここでは、少

数株主持分を負債の部に計上していた従来の取扱いを変更する理由が述べられているが、変更以前からの取扱いである、資本の部に含めないことについての積極的理由が述べられているわけではない。この点については、当該企業の所有者である親会社株主以外の者に帰属する部分である少数株主持分は、親会社説を前提として、資本の部から除外されたものと考えられる。

返済義務のある本来の負債にあらず、かつ当該企業の所有者である株主以外の者に帰属する部分という点では、新株予約権も少数株主持分と共通しており、ともに負債の部に表示することも、資本の部に表示することも問題があると思われる。そのため、本会計基準が取り扱うストック・オプションである新株予約権の表示については、さしあたり少数株主持分と同様の取扱いとし、負債の部と資本の部の間に独立の項目として計上することが適当であると判断した。

38. 上記のような項目の性格についてはいまだに論争が多く、概念上の整理が定着しているとはいえないこと、及び個別財務諸表に新たに中間区分を設けることについては、慎重な検討が必要という意見も多いことから、別途早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行うこととし、その検討の中でストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論することとした。

なお、そのような新たな議論を想定してもストック・オプションが本来の負債に該当しないことには変わりはないことから、ストック・オプションに対応する金額を負債の部に計上するという結論にはしていない。その結果、現在既に存在している社債と同時に発行される等の新株予約権の表示区分（負債の部に表示）と異なるが、本会計基準の適用開始までに（可能であれば新たな議論の結果を踏まえて）、現在の新株予約権の表示区分を必要に応じて見直し、両者の表示区分を本会計基準の適用開始時点から一致させることとした。

ストック・オプションが失効した場合の会計処理

39. ワラントや新株予約権の会計処理等、既存の会計基準との整合性の観点からは、ストック・オプションが失効した場合には、対応する部分を利益に計上することとなる。もし、これと異なる会計処理を行うとすれば、その合理的な理由が必要となるが、当委員会における検討過程では、そのような特段の理由は見出されなかった。既存の会計基準と整合的な会計処理については、以下のように理解することができる。
40. スtock・オプションは、権利行使された場合に新株が時価未満で発行される（又は自己株式が時価未満で交付される）ことに伴ってオプションを付与された側に生ずる利益を根拠とした経済的価値を有している。このように経済的価値を有するストック・オプションを、企業が一定の条件を満たすサービスの提供を期待して従業員等に付与した場合には、企業と従業員等との間にいわば条件付の契約が締結されていると考えることができる。
41. 企業の取引が経済合理性に基づくものであるならば、この契約についても等価での交換が前提となっていると考えられる。すなわち、企業は、ストック・オプションを付与（給

付)する対象者に対して、権利確定条件(勤務条件や業績条件)を満たすようなサービスの提供(反対給付)を期待し、契約締結時点であるストック・オプションの付与時点において、企業が期待するサービスと等価なストック・オプションを付与していると考えられる。

42. ただし、ストック・オプションの付与時点においてこのような契約が締結されたとしても、それが取引として完結するのは、両当事者が、実際に契約条件に沿った給付を果たした場合である。すなわち、付与されるストック・オプションは条件付きのものであることが通常であり、権利確定条件を満たすサービスが提供されてはじめて付与された自社株式オプションの権利が確定する。権利確定条件に沿った給付がなされて取引が完結するか否か、すなわち付与されたストック・オプションの権利が確定するか否かが未定の間は、権利が確定する部分を見積って費用計上を行うことになる。

そして、権利確定部分の見積りに基づいて計上していた費用のうち、実績として取引が完結せず権利が確定しないこととなった部分については、その実績に基づいて利益への影響額を修正すべきこととなる。

43. このように取引が完結し、付与されたストック・オプションの権利が確定した後に、株価の低迷等何らかの事情により、権利が行使されないままストック・オプションが失効した場合であっても、取引が完結している以上、過去における費用の認識自体は否定されない。しかし、この場合には、何らかの経済的状況の変化又は従業員等の判断により、ストック・オプションの権利の消滅・放棄が生じたものとみることができ、新株の発行又は自己株式の交付とも結び付かない。そのため、権利不行使による失効が生じた時点で、従業員等に付与した権利の消滅・放棄を期間損益に反映させ、過去において計上された費用が利益を減らしていた分を事後的に回復させるための利益が計上されることになる。

公正な評価単価とストック・オプション数

44. 公正な評価単価とは、第一義的には、市場において形成されている取引価格であり(第2項(12)参照)、本来、ストック・オプションの公正な評価単価の算定についても、市場価格が観察できる限りは、これによるべきものと考えられる。しかし、ストック・オプションに関しては、通常、市場価格が観察できないため、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の評価技法を利用して公正な評価単価を見積ることとした。

「株式オプション価格算定モデル」とは、ストック・オプションの市場取引において、一定の能力を有する独立第三者間で自発的に形成されると考えられる合理的な価格を見積るためのモデルであり、市場関係者の間で広く受け入れられているものをいい、例えば、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等が考えられる。

45. 本会計基準においては、付与したストック・オプションと、これに対応して提供されたサービスとが対価関係にあることが前提とされており、企業の経済合理性を前提とすれば、

当該ストック・オプションとサービスとは、契約成立の時点において、等価で交換されていると考えるのが合理的である。等価で交換されていると考える以上、相互に対価関係にある財貨やサービスの間で、いずれかより信頼性をもってその価値を算定できる方の価値で、対価関係にある他方の財貨又はサービスの価値を算定することとなるが、特に取得するものが従業員等から提供される追加的なサービスである場合には、信頼性をもって測定することができないため、その価値を付与されたストック・オプションの価値で算定する。

46. スtock・オプションの公正な評価単価は常に変動しているため、その算定の基準日が問題となる。この点についても、論点整理に対し多くのコメントが寄せられたが、ほぼ一致して、付与日を算定の基準日とする見解が支持された。これは、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものとみているためと考えられる。

第 41 項で述べたとおり、ストック・オプションを用いた取引においても、等価での交換が前提となっていると考えられる。この等価性の判断において前提となっているストック・オプションの価値は、いわば条件付の契約が締結されたといえる、ストック・オプションの付与日における価値であると考えするのが合理的である。そこで、本会計基準でも、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに算定を行うこととした。

47. 第 8 項及び第 10 項に規定するように、ストック・オプションに関する会計処理に関しては、権利不確定による失効数と権利不行使による失効数とを反映させる必要がある。前者は、勤務条件や業績条件が成就しないことによる失効数である。このうち、業績条件の中には、株価を条件とするもののように、一般に、権利不確定による失効数を見積ることが困難なものが含まれている。

48. 会計処理にあたっては、ストック・オプションの失効数についても最善の見積りを行うことが原則であると考えられる。しかし、十分な信頼性をもって、ストック・オプションの失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではない。また、会計処理上、ストック・オプションの失効数の見積りを行った場合には、その見積方法を開示することとした（第 15 項(4)参照）。

権利不行使による失効数についても、原則として失効の実績に基づいて会計処理を行うべきであり、予めこれを見積って会計処理を行うべきではないと考えられる（第 10 項参照）。見積りによる会計処理を行うべきではないという点につき、例外を認めるべきではないとの意見もあるが、例えば、期末において、当該企業の株式の市場価格が行使価格を大幅に下回っており、かつ、当該ストック・オプションの権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められない等、合理的に失効数を見込める可能性はある。

未公開会社の取扱い

49. 未公開会社については、ストック・オプションの公正な評価額について、損益計算に反

映させるに足りるだけの信頼性をもって見積ることが困難な場合が多いと考えられる。そこで、未公開会社では、一般投資家がないことも考慮し、このような場合に、本則であるストック・オプションの公正な評価単価に代え、その単位当たりの本源的価値の見積りによることを認めることが検討された。

50. しかし、本源的価値によった場合には、ストック・オプションが、原資産である株式の市場価格が行使価格を上回る状態で付与された場合を除き、ストック・オプション価値がゼロとなる結果、事実上費用が計上されないこととなる。そこで、ストック・オプション価値を本源的価値によって見積る場合には、当該ストック・オプションの権利行使日に至るまで、その本源的価値を見直し、最終的に、権利行使日において実現した価値に基づいて費用を計上する方法が検討された。
 51. 第46項で述べたように、本会計基準は、契約の前提としたストック・オプションの価値で取得するサービスの価値を算定することが合理的であるとの見方に立っている。この見方に立った場合、権利行使日における本源的価値に基づいて、費用を計上するという考え方は、その価値を、契約の前提とした付与日におけるストック・オプションの価値の代理数値とみていることになる。しかし、この点については、ストック・オプションの付与日以後の予期せざる株価変動の影響まで含めて、契約の前提とした付与日におけるストック・オプション価値の代理数値とみなすことができるのか、疑問視する意見も少なくない。
 52. このように、権利行使日における本源的価値を、契約の前提とした付与日におけるストック・オプションの価値の代理数値とみることができるとは否かについて評価が分かれているため、これを直ちに損益計算に反映させることは適当ではなく、付与日以後のストック・オプションの本源的価値に関しては、注記で開示を求めることが適当と判断した。そこで、損益計算上は、ストック・オプションの本源的価値による算定を行う場合であっても、その付与日における価値によることとし、その後の見直しは求めないこととする一方、そのようなストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額につき、注記で開示を求めることとした（第15項(5)参照）。
- なお、公開会社のグループ内の未公開子会社等においてストック・オプションが付与された場合には、当該公開会社の連結財務諸表上も費用が計上されない可能性があるが、重要性の問題として、各企業の判断に委ねることとした。
53. さらに、ストック・オプションの公正な評価単価の見積りに、過去の株価の推移等、過去の一定期間の情報を利用する場合には、公開しても直ちに信頼性のある計算に必要な情報を採ることが困難な場合もあり得ることから、公開直後の会社についても、ストック・オプションの本源的価値による算定を認める必要がないかどうかを検討された。

しかし、公開後の会社については、一般投資家のない未公開会社と同様に考えることはできないこと、及び、仮に公開直後の会社についても、ストック・オプションの本源的価値による算定を認める場合には、その範囲を明確に画する必要があるが、一律にその範

困を画することは困難であることから、未公開会社に限って、ストック・オプションの本源的価値による算定を認めることとした。

ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理

54. 付与されたストック・オプションに関して、当初の条件を事後的に変更することが考えられる。このような条件変更の態様として、様々なものが想定されるが、その典型例は、ストック・オプションの付与後に株価の著しい下落が生じ、権利行使される可能性が減少して当初期待していたインセンティブ効果が大幅に失われたため、これを回復する目的で行使価格を引き下げの場合である。本会計基準では、この行使価格引き下げの場合をもとに、ストック・オプションの条件変更の会計処理についての原則的な考え方を示すこととした。

55. 本会計基準においては、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価に基づく公正な評価額を配分することにより、各報告期間におけるの費用計上額を算定することを求めている（第6項参照）。しかし、当該ストック・オプションにつき、行使価格の引き下げ等の条件変更が行われた場合には、これにより、ストック・オプションの公正な評価単価についての修正が行われたとみることができる。そのため、条件変更が行われた場合には、条件変更日における新たなストック・オプションの公正な評価単価に基づく公正な評価額について、それ以後の会計処理を行うこととなる（第12項(1)参照）。

この会計処理は、条件変更前から行われてきた、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価に基づく公正な評価額の配分を継続して行うことに加え、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価より増加した部分に見合う、ストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、以後追加的な配分計算を行うものと理解することもできる。

56. ただし、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を下回る場合に、前項の会計処理をそのまま適用すると、条件変更により費用を減額させることになるが、このように、ストック・オプションの条件を従業員等にとってより有利なものとすることにより、却って費用を減額させるというパラドックスを回避するため、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回る場合にのみ前項で述べた会計処理によることとし、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回らない場合には、条件変更後においても、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額を配分する条件変更前からの会計処理を継続することとした。

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理

57. 前項までは、企業が従業員等から取得するサービスの対価として自社株式オプションを用いる取引について述べている。しかし、第 21 項で述べたように、財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを用いる取引であれば、取引の相手方のいかなを問わず、また、取引の結果、取得することとなる財貨又はサービスの内容のいかなを問わず、ストック・オプションの会計処理と整合的な会計処理を適用することが適当と考えられる。そこで、本会計基準では、一般的に取引の対価として自社株式オプションを用いる取引を適用範囲とし、この場合にも、ストック・オプションに関する会計処理と整合的な会計処理が求められることを明らかにした。

取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式オプションの公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定することとされているが（第 13 項(2)参照）、取得した財貨又はサービスの公正な評価額で算定する場合にも、等価での交換の前提となっている契約成立の時点の価値で算定するのが合理的であると考えられる（第 46 項参照）。

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式を交付する取引の会計処理

58. 本会計基準では、自社株式を対価として用いる取引の会計処理についても適用範囲とした（第 22 項参照）。自社株式を対価として用いる取引では、自社株式オプションを対価として用いる取引に関して生じる会計上の問題のうち、オプションを対価とすることに起因する問題は生じないため、自社株式を対価として取得した財貨又はサービスの認識の要否が専らの論点となる。

財貨又はサービスの取得の対価として、自社株式オプションを付与する取引と同様、対価として自社株式を交付する取引であっても、取得した財貨又はサービスを財務諸表上認識する必要があると考えられる。その論拠については、先にストック・オプションについて検討された内容（第 28 項から第 33 項参照）がそのまま該当し、自社株式を対価とする取引の結果、企業に帰属することとなる財貨又はサービスの認識を行うこととなる。

59. 取得した財貨又はサービスの取得価額は、交付した自社株式の公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定することとされているが（第 14 項(2)参照）、通常、公開会社については、自社株式の市場価格による信頼性のある測定が可能であり、これに基づいて算定すべきものと考えられる。算定の基準日は、いずれで算定を行う場合であっても、契約日とすることが合理的であると考えられる（第 46 項参照）。

開示

60. 本会計基準においては、開示の基本的な考え方を示すこととし、具体的な開示の詳細や開示情報の算定方法（たとえば、第 15 項(5)の算定方法）については、本会計基準の適用指針において定めることとした。

61. 本会計基準で開示が求められるのは、報告事業年度において、付与されているストック・オプションの状況及びその変動に関する情報と、ストック・オプションの付与に伴い、財務諸表上に計上される数値の見積方法や、見積りのための基礎データ、未公開会社についてストック・オプションの本源的価値による会計処理を行った場合に開示が求められる補足的な情報等である。

適用時期及び経過措置

62. スtock・オプションは、付与から権利行使又は失効に至るまで、通常、複数の事業年度に及ぶため、適用開始事業年度を定めたとしても、それより前に付与されたストック・オプションで、適用開始事業年度以後においても存在するものについて本会計基準が適用されるのか否かを明確にする必要がある。

本会計基準は、適用開始事業年度以後に付与されたストック・オプションを対象とし、これより前に付与されたものについては、適用開始事業年度以後においても本会計基準を適用しないこととした。ただし、開示項目によっては、開示を求める趣旨から、後述のようにこの例外となる場合がある（第 64 項参照）。

63. 本会計基準においては、ストック・オプションの付与日において算定した公正な評価単価に基づく公正な評価額の配分計算を行う会計処理を求めているが、条件変更は、この算定の基礎となるストック・オプションの公正な評価単価の修正であると考えられる（第 55 項参照）。

本会計基準の適用開始事業年度より前に付与されたストック・オプションに関し、本会計基準の適用開始事業年度以後に条件変更が行われた場合には、その公正な評価単価の修正（増加した場合に限る）に係るストック・オプションの公正な評価額の増額部分について、以後配分計算を通じ、財務諸表に計上することとなる。

64. 開示に関する適用開始時期については、項目ごとに、それぞれの開示を求める趣旨に照らして適用開始時期の検討を行った。本会計基準で開示が求められる項目のうち、「内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）」を除く項目は、ストック・オプションの付与に伴い、財務諸表に計上される数値の見積方法や見積りのための基礎データであることから、適用開始事業年度以後に付与され、財務諸表に計上されるストック・オプションを対象とした。

他方、「内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）」（第 15 項(2)参照）は、適用開始事業年度以後の各報告期間において存在するストック・オプションの全貌の開示を求めるものである。したがって、この項目に関しては、その開示の趣旨から、適用開始事業年度より前に付与されていたものを含め、各報告期間中に存在した全てのストック・オプションを対象とした。

65. 新たな会計基準が導入された場合、特に支障がない限り、早期適用を認めることが多く、本会計基準についても、早期適用を認めるべきとの意見もあった。しかし、本会計基準の

適用に関しては、適用に関する疑義をなくすため、法制審議会会社法（現代化関係）部会における検討と歩調をあわせて適用を図ることとし、早期適用は適切でないと判断した。

設例

[設例 1] 基本設例

(1) 前提条件

A社は、X3年6月の株主総会において、従業員の内マネージャー以上の者75名に対して以下の条件のストック・オプション(新株予約権)を付与することを決議し、同年7月1日に付与した。

- ・ スtock・オプションの数：従業員1人当たり160個(合計12,000個)であり、ストック・オプションの一部行使はできないものとする。
- ・ スtock・オプションの行使により与えられる株式の数：12,000株
- ・ スtock・オプションの行使時の払込金額75,000円(1株当たり75,000円)
- ・ スtock・オプションの権利確定日：X5年6月末日
- ・ スtock・オプションの行使期間：X5年7月からX7年6月
- ・ 付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。
- ・ 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、8,000円/個である。
- ・ X3年6月のストック・オプション付与時点における失効見込は、X5年6月末までに7名が退職すると見込んでいる。
- ・ X5年6月末までに実際に退職したのは、5名であった。
- ・ 年度ごとのストック・オプション数の実績は以下のとおりである。

	未行使数 (残数)	失効分 (累計)	行使分 (累計)	摘 要
付与時	12,000	-	-	
X4/3期	11,840	160	-	退職者1名
X5/3期	11,520	480	-	退職者2名
X6/3期	8,000	800	3,200	X5/4~6月の退職者2名、行使20名
X7/3期	4,000	800	7,200	行使25名
X8/3期	0	1,120	10,880	行使23名、失効2名

(2) 会計処理

X4年3月期

(仕訳)			
給料手当	32,640,000	/	新株予約権 32,640,000

(注)(75人-7人)×8,000円/個×160個/人×9月/24月=32,640,000円

- ・ 期末時点において、将来の失効見込を修正する必要はないと想定している。
- ・ [(X3年7月-X4年3月(9ヶ月)) / [(X3年7月-X5年6月(24ヶ月))]

X5年3月期

(仕訳)				
給料手当	44,640,000	/	新株予約権	44,640,000

(注)(75人 - 6人) × 8,000円/個 × 160個/人 × 21月/24月 - 32,640,000円 = 44,640,000円

・期末時点において、将来の累計失効見込を6人に修正した。

・〔X3年7月 - X5年3月(21ヶ月)〕 / 〔X3年7月 - X5年6月(24ヶ月)〕

X6年3月期

<人件費の計上>

(仕訳)				
給料手当	12,320,000	/	新株予約権	12,320,000

(注)(75人 - 5人) × 8,000円/個 × 160個/人 × 24月/24月 - (32,640,000円 + 44,640,000円) = 12,320,000円

<ストック・オプションの行使：その1 - 新株を発行する場合>

ストック・オプションの行使を受け、会社は新株を発行する。

(仕訳)				
現金預金	240,000,000	/	払込資本	265,600,000
新株予約権	25,600,000			

(注1) 払込金額

160個/人 × 20人 × 75,000円 = 240,000,000円

(注2) 行使されたストック・オプションの金額

160個/人 × 20人 × 8,000円 = 25,600,000円

<ストック・オプションの行使：その2 - 自己株式を交付する場合>

(仕訳)				
現金預金	240,000,000	/	自己株式	224,000,000
新株予約権	25,600,000		自己株式処分差益	41,600,000

(注1) 払込金額

160個/人 × 20人 × 75,000円 = 240,000,000円

(注2) 自己株式の取得原価は、1株当たり70,000円であったとする。

160個/人 × 20人 × 70,000円 = 224,000,000円

X7年3月期

<ストック・オプションの行使>

ストック・オプションの行使を受け、会社は新株を発行する。

(仕訳)			
現金預金	300,000,000	/ 払込資本	332,000,000
新株予約権	32,000,000		

(注1) 払込金額

$160 \text{ 個/人} \times 25 \text{ 人} \times 75,000 \text{ 円/株} = 300,000,000 \text{ 円}$

(注2) 行使されたストック・オプションの金額

$160 \text{ 個/人} \times 25 \text{ 人} \times 8,000 \text{ 円} = 32,000,000 \text{ 円}$

X8年3月期

<ストック・オプションの行使>

ストック・オプションの行使を受け、会社は新株を発行する。

(仕訳)			
現金預金	276,000,000	/ 払込資本	305,440,000
新株予約権	29,440,000		

(注1) 払込金額

$160 \text{ 個/人} \times 23 \text{ 人} \times 75,000 \text{ 円/株} = 276,000,000 \text{ 円}$

(注2) 行使されたストック・オプションの金額

$160 \text{ 個/人} \times 23 \text{ 人} \times 8,000 \text{ 円} = 29,440,000 \text{ 円}$

<権利行使期間における失効分を利益に振替>

権利行使期間において最終的に権利行使されなかった分については、ストック・オプションの残額を新株予約権戻入益として利益に計上する。

(仕訳)			
新株予約権	2,560,000	/ 新株予約権戻入益	2,560,000

(注) $160 \text{ 個/人} \times 2 \text{ 人} \times 8,000 \text{ 円/個} = 2,560,000 \text{ 円}$

[設例 2] 条件変更（行使価格の引下げ）の会計処理（その1）

[条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価が、付与日の公正な評価単価を上回る場合]

(1) 前提条件

B社は、X3年6月の株主総会において、従業員の内マネージャー以上の者75名に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、同年7月1日に付与した。

- ・ スtock・オプションの数：従業員1人当たり160個（合計12,000個）であり、ストック・オプションの一部行使はできないものとする。
- ・ スtock・オプションの行使により与えられる株式の数：12,000株
- ・ スtock・オプションの行使時の払込金額75,000円（1株当たり75,000円）
- ・ スtock・オプションの権利確定日：X5年6月末日
- ・ スtock・オプションの行使期間：X5年7月からX7年6月
- ・ 付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。
- ・ 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、8,000円/個である。
- ・ B社の株式は全体的な株式相場の下落の影響を受け、ストック・オプションの付与日からX4年3月まで株価は、一度も75,000円を上回らないだけでなく、その間のB社の平均株価は30,000円であり、インセンティブ効果が大幅に失われたと考えられた。そこで、ストック・オプションの価値を復活させ従業員のインセンティブを高めるために、X4年6月の株主総会において行使時の払込金額を75,000円（1株当たり75,000円）から31,000円（1株当たり31,000円）に行使条件の一部変更を行った。
- ・ 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、9,000円/個である。なお、同日における当初付与したストック・オプションの公正な評価単価は、800円/個である。
- ・ 年度ごとのストック・オプション数の実績は以下のとおりである。（なお、単純化のため、行使可能となる日の前日までの期間（=権利確定期間）中の、各期末における失効見込確率はゼロとする。）

	未行使数 (残数)	失効分 (累計)	行使分 (累計)	摘 要
付与時	12,000	-	-	
X4/3期	11,840	160	-	退職者1名
X5/3期	11,520	480	-	退職者2名
X6/3期	8,000	800	3,200	X5/4～6月の退職者2名、行使20名
X7/3期	4,000	800	7,200	行使25名
X8/3期	0	1,120	10,880	行使23名、失効2名

(2) 会計処理

X4年3月期

(仕訳)				
給料手当	35,520,000	/	新株予約権	35,520,000

(注) $(75人 - 1人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 9月/24月 = 35,520,000円$

X5年3月期

条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価(9,000円/個)は、付与日のストック・オプションの公正な評価単価(8,000円/個)を上回っている。

(仕訳)				
給料手当	53,760,000	/	新株予約権	53,760,000

(注) $(75人 - 3人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 21月/24月 - 35,520,000円 = 45,120,000円(付与分)$

$(75人 - 3人) \times (9,000円/個 - 8,000円/個) \times 160個/人 \times 9月/12月 = 8,640,000円(条件変更による価値増加分)$

$45,120,000円(付与分) + 8,640,000円(条件変更による価値増加分) = 53,760,000円$

X6年3月期

< X5年6月までの人件費計上 >

(仕訳)				
給料手当	11,520,000	/	新株予約権	11,520,000

(注) $(75人 - 5人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 24月/24月 - (35,520,000円 + 45,120,000円) = 8,960,000円(付与分)$

$(75人 - 5人) \times (9,000円/個 - 8,000円/個) \times 160個/人 \times 12月/12月 - 8,640,000円 = 2,560,000円(条件変更による価値増加分)$

$8,960,000円(付与分) + 2,560,000円(条件変更による価値増加分) = 11,520,000円$

<ストック・オプションの行使>

ストック・オプションの行使を受け、会社は新株を発行する。

(仕訳)			
現金預金	99,200,000	払込資本	128,000,000
新株予約権	28,800,000		

(注1) 払込金額

$160 \text{ 個/人} \times 20 \text{ 人} \times 31,000 \text{ 円} = 99,200,000 \text{ 円}$

(注2) 行使されたストック・オプションの金額

$160 \text{ 個/人} \times 20 \text{ 人} \times 9,000 \text{ 円} = 28,800,000 \text{ 円}$

X7年3月期以後

省略

[設例 3] 条件変更（行使価格の引下げ）の会計処理（その2）

[条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価が、付与日の公正な評価単価を下回る場合]

(1) 前提条件

C社は、X3年6月の株主総会において、従業員の内マネージャー以上の者75名に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、同年7月1日に付与した。

- ・ ストック・オプションの数：従業員1人当たり160個（合計12,000個）であり、ストック・オプションの一部行使はできないものとする。
- ・ ストック・オプションの行使により与えられる株式の数：12,000株
- ・ ストック・オプションの行使時の払込金額75,000円（1株当たり75,000円）
- ・ ストック・オプションの権利確定日：X5年6月末日
- ・ ストック・オプションの行使期間：X5年7月からX7年6月
- ・ 付与されたストック・オプションは、他者に譲渡できない。
- ・ 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、8,000円/個である。
- ・ C社の株式は全体的な株式相場の下落の影響を受け、ストック・オプションの付与日からX4年3月まで株価は、一度も75,000円を上回らないだけでなく、その間のC社の平均株価は45,000円であり、インセンティブ効果が大幅に失われたと考えられた。そこで、ストック・オプションの価値を復活させ従業員のインセンティブを高めるために、X4年6月の株主総会において行使時の払込金額を75,000円（1株当たり75,000円）から52,000円（1株当たり52,000円）に行使条件の一部変更を行った。
- ・ 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、5,000円/個である。なお、同日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、800円/個である。
- ・ 年度ごとのストック・オプション数の実績は以下のとおりである。（なお、単純化のため、行使可能となる日の前日までの期間（=権利確定期間）中の、各期末における失効見込確率はゼロとする。）

	未行使数 (残数)	失効分 (累計)	行使分 (累計)	摘 要
付与時	12,000	-	-	
X4/3期	11,840	160	-	退職者1名
X5/3期	11,520	480	-	退職者2名
X6/3期	8,000	800	3,200	X5/4～6月の退職者2名、行使20名
X7/3期	4,000	800	7,200	行使25名
X8/3期	0	1,120	10,880	行使23名、失効2名

(2) 会計処理

X4年3月期

(仕訳)				
給料手当	35,520,000	/	新株予約権	35,520,000

(注) $(75人 - 1人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 9月/24月 = 35,520,000円$

X5年3月期

条件変更日のストック・オプションの公正な評価単価(5,000円/個)が、付与日のストック・オプションの公正な評価単価(8,000円/個)を下回るため、付与日の公正な評価単価(下限)にもとづく費用配分計算を継続する。

(仕訳)				
給料手当	45,120,000	/	新株予約権	45,120,000

(注) $(75人 - 3人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 21月/24月 - 35,520,000円 = 45,120,000円$

X6年3月期

< X5年6月までの人件費計上 >

(仕訳)				
給料手当	8,960,000	/	新株予約権	8,960,000

(注) $(75人 - 5人) \times 8,000円/個 \times 160個/人 \times 24月/24月 - (35,520,000円 + 45,120,000円) = 8,960,000円$ (付与日の公正な評価単価(下限)に基づく計算)

< スtock・オプションの行使 >

ストック・オプションの行使を受け、会社は新株を発行する。

(仕訳)				
現金預金	166,400,000	/	払込資本	192,000,000
新株予約権	25,600,000			

(注1) 払込金額

$160個/人 \times 20人 \times 52,000円 = 166,400,000円$

(注2) 行使されたストック・オプションの金額

$160個/人 \times 20人 \times 8,000円 = 25,600,000円$

X7年3月期以後

省略